



2017年8月30日

インド物品・サービス税 (Goods and Service Tax - GST) 概要

1. GST とは

- ・製造から販売にいたるすべての物品やサービスに対して課される包括的な間接税（国税）
- ・従来は、中央政府と州政府が個別に中央消費税や関税など複数の税を徴収していました。また、付加価値税（VAT）、入州税、奢侈税、 娯楽税など州政府が徴収する税金もあり、かかる全ての税金が単一税制（GST）の中に組み入れられました。
- ・州と州の間の財務障壁がなくなり、単一インド市場の創造に繋がります。

2. GST 実現の発端

- ・間接税制を抜本的に改革する新たな税制度として 2006 年予算発表スピーチの中で チバムダラム財務大臣（ कांग्रेस と党）が 2010 年 4 月 1 日を目標として推進することを発表
- ・GST 導入に伴う憲法改正案が 2016 年 8 月に上院で可決された。
- * 憲法改正は GST 導入に際して州政府が従来所轄していた間接税の徴税権を中央政府に移管するために必要な手続きである。憲法改正案はその後過半数以上の州にて批准され、大統領の署名を経て発効済。
- ・2017 年 7 月 1 日導入開始

3. 新税制の主なポイント



- (1) サービスを含む州内での取引に対しては、各州が GST を課す権利を得る。
- (2) 中央政府は、州を越えて販売される物品やサービスに IGST（インド物品サービス税）を課す。
- (3) 石油および石油製品は GST の対象となる（ただし、導入時期について GST 評議会の発表はまだない）。
- (4) 入境税やオクトロイ（物品入市税）など、特に物品やサービスが州に入る際の税金の撤廃について規定する。
- (5) 映画、演劇など娯楽を対象として州が課している税は GST の一部となるが、下部レベルの地方自治体（市町村など）が課している税は今後も維持される。
- (6) 広告や新聞などの売上にも GST が課され、政府の財源とされる。
- (7) 法的契約書に通常使用する印紙に課される印紙税は今後も州によって課される。

4. GST に統合される税金

現行の各種間接税は、下表の通り GST へ統合される。

中央政府管轄	州政府管轄
中央物品税 (Central Excise Duty)	州付加価値税 (VAT)
医療・トイレ整備にかかる物品税 (Duties of Excise)	中央販売税 (Central Sales Tax)
特別重要物品にかかる追加物品税 (Additional Duties of Excise)	購入税奢
織物・織物製品にかかる追加物品税 (Additional Duties of Excise)	侈税 (Luxury Tax)
相殺関税 (Countervailing Duty)	入境税 (Entry Tax)
特別追加関税 (Special Additional Duty)	接待費
サービス税	広告・宣伝に関する税
サーチャージ・特別目的税 (Cess)	宝くじ、賭博、ギャンブルにかかる税



5. GST の種類

(1) 州内取引：中央 GST, (CGST—Central GST), GST (SGST—State GST),
中央政府直轄地 GST (UTGST—Union Territory GST)

(2) 州際取引：統合 GST (IGST—Integrate GST)

(3) (1) (2) を合わせて Dual GST

* 中央政府による課税：CGST、IGST * 州政府による課税：SGST

6. GST 統合対象外

・基本関税、輸出関税、印紙税、電気税

・酒類、不動産、電気代に関する税

7. GST の登録が必要な取引・企業

(1) GST に統合予定の税金の既存の納税企業

(2) 全インドで年間取引額が 200 万ルピーを超える企業

(3) 州を越えてモノ又はサービスを提供する企業

(4) 一時的にインド国外からモノ又はサービスをインド国内に提供する企業

(5) 上記要件を満たさないものの自発的に登録する企業

(6) その他規定される特定企業



8. GST の税率

税率 (%)	物品	サービス
0	農産品、塩、ミルク、ヒト血液、避妊具、有機肥料	サービスの輸出、SEZ
3	金、貴石、半貴石	
5	加工食品・冷凍食品(登録ブランドでパックされたもの)、インド菓子、医薬品、レンガ、石炭など	物品輸送(鉄道、物品輸送機関、インド国外からの船舶輸送)、旅客輸送(寝台車以外の鉄道・無線タクシー・エコノミークラス航空)、レンタカー、ツアーオペレーター、広告スペース販売など)
12	バター、ギー、スプレッド、ドライフルーツ、フルーツ、下処理した・魚、化学肥料、歯磨き粉、医療用 X 線写真プレート・フィルム、アーユルベータ製品、ホメオパシー医療・ギリシャ医療の薬品、大理石・花こう岩ブロック、キッチンウェアなど	インド国鉄以外の鉄道 コンテナ物品輸送、 エコノミークラス以外の旅客航空、 AC なし/酒類免許なしレストラン、 一泊 1,000~2,500 ルピーの宿泊、 知的財産の譲渡など 12% 標準税率
18	コンデンスミルク、砂糖、菓子・ケーキ、練り歯磨き、トイレットペーパー、石鹸、テーブルウェア、プラスチック製/木製キッチンウェア・日用品など	AC 付き/酒類免許ありレストラン(5スターホテルのレストランを含む)、一泊 2,500~7,500 ルピーの宿泊、サーカス・インド古典舞踊・劇場の入場料・映画館(100 ルピー以下)など
28	ソフトドリンク、チョコレート、象牙、香水、美容用品、自車用タイヤ・チューブ、エアコン、冷蔵庫、コピー機、掃除機、その他電気製品など	テーマパーク・映画館(100 ルピー超)・遊園地・カジノ・レース場・スポーツイベントの入場料、5スターホテルの宿泊、1泊 7,500 ルピー超の宿泊
28+cess	パンマサラ(60%)、炭酸飲料(12%)、タバコ(61-204%)、電気自車等規準適合車(0%)、その他自車(15%)、ガソリン小型車(1%)、ディーゼル小型車(3%)、二輪車(3%)	物品使用权の移転(リース)・使用权のみの譲渡・購入権付き物品使用权の譲渡 (Cess は関連する物品に適用される率) 28% +Cess ()は Ces



*二輪車・小型車の税率は GST 導入前と大差ない。小型ガソリン車には 1%の追加関税、小型ディーゼル車には 3%の追加関税が賦課される。大型車と SUV には、現在、50%以上の税が課されているため、GST 導入により税率低下のメリットが生じる。

9. 旧間接税制と GST の主な比較

(1) 取引によって異なる間接税が課されていたが、全ての取引に GST という統一の間接税が課される

・旧制度では取引が物品製造か、物品販売か、サービス提供か等を判断しなければ課税関係が決まらなかった。GST ではこうした判断に関係なく GST が課税される。

(2) 仕入控除できず コストとなる税金があったが、GST は原則 仕入控除可

・CST など仕入控除できずにコストとなる税金があった。GST では原則支払 GST が仕入控除できる。

*前述の通り、VAT などの州税は、州によって税率が異なっていた。GST は全国統一の税率により、

(a) 税金によって課税時点が様々であったが、課税時点は「物品サービスのサプライ」の時点となった。すなわち、物品税は出荷時、VAT は物品の権利移転時、サービス税は対価受取時など様々なタイミングで課税されていたが、サプライ時点での課税に統一された。

(b) 中央税は中央政府、州税は州政府に登録・申告・納税されていたが、州単位での登録・申告・納税となった。例えば、サービス税は中央政府税なので中央政府に対して登録・申告・納税だが、GST の下ではサービスも州ごとの登録・申告・納税。

(c) 生産地(州)の税収が消費地(州)の税収となる。従いタミルナードゥ州など製造業が盛んな州は税収減を懸念し GST 導入に否定的だった。



10. GST 導入によって期待される効果

- (1) 物品・サービスの区別の明確化され、訴訟・二重課税が軽減する
- (2) インド全土を包括する税制が導入され、市場規模が増大する
- (3) 税務手続きが簡素化され、物流を迅速になる
- (4) 複数の税が統一され、二重課税が撤廃され、その結果消費者価格の引き下げへ
- (5) 多数の税率が削減され、少数の税率でより少ない例外規定での運用
- (6) 輸出を促進する税制の簡素化
- (7) 雇用促進
、インドの経済成長率を中期的に 0.5~1.0%程度押し上げる
- (8) GST 導入がインドの株式・債券市場に好影響を与えることが期待される。

*物流コストの低減、物流効率の向上

従来は、州政府と中央政府が同一製品に対して異なる税率を課しており、企業はその複雑な税制に対応するために州毎に物流網や業務要員の確保を行っていた。

例えば、インド全土で事業を展開する企業の中には本来は 4~5 棟の倉庫で足りるものを、製品の州間輸送で課される税金を回避するために小規模な倉庫を全土に保有しているところもある。

商品目録作成等州間輸送で発生する多くのペーパーワークは、製品の輸送時間を延ばし、物流コストや生鮮食料品の廃棄量の増加といった悪影響を生じさせていた。

GST が導入により、インド全土で一品目につき一つの税率が適用されることとなれば、企業は複数の税率に対応するために各州に有していた物流施設が不要となり、州間の製品の輸送がより柔軟に行えるようになる。物流コストの減少や物流効率の向上で、関連企業の利益増加や物価の低下、物流の活性化等の効果が期待できる。



*取引過程で支払われた税金の相殺範囲拡大

いくつかの税金は、仮に支払った税金と仮に受け取った税金を相殺し支払い税 額を少なく
することができる。しかし、州政府や中央政府だけが徴収している税金に関しては、相殺 が
できず、高コストを招く結果となっている。(例：賃料のサービス税は中央政府税である
一方、エンターテイメント税は州税)。

GST の導入で各品目毎の徴税権限者が全国レベルで統一されることにより、税金の相殺
計算が可能となる。支払税額の圧縮で、企業利益の増加が期待

*徴税率の改善、税収の安定

納税義務に反して消費税や所得税等を支払っていない非組織部門（個人 事業主等）の悪影
響が様々な業界で発生しており、正しく税金を支払っている株式会社等の組織化された
部門に価格競争プレッシャーを与えているが、G S T 導入による税率の一本化や取扱い
実務の簡素化で中央政府や州政府の徴税力が高まれば、組織 部門と非組織部門の価格差が
徐々に縮小し、税金を支払っている企業の収益性をサポートすることになる。GST の導入に
より徴税面で非組織部門の多くの抜け穴をふさぐことが出来れば、徴税率は今後 2～3 年 で
大きく改善することが期待。

1 1 . GST のビジネスへの影響

(1) 旧税制ではコストとなっ ていた間接税がコストではなくなる

(=支払 GST は原則インプットタック スクレジットが取れる)

(2) CST が GST に組み込まれ たことで、CST コスト回避のために州ごとに出荷 拠点・ 倉庫を置く必要がなくなり、複数州を対象とした出荷拠点 への集約が可能となる。

*ただし、州を越える在庫移 は IGST が課税されキャッシュ アウトが先行する可能性あり。

(3) GST では州政府ごとの課税権がなくなるため、州政府主導のインセンティブは 設定不可となる。

*現在約束されている州政府の インセンティブは何らかの形で継続(還付)する見込みだ



が新たな制度は原則不可

(4) 州ごとの GST 登録のため、各州の拠点別の GST 登録者となる。対価を伴わない一定の取引が課税対象となる。

*A 州工場のある州から他州の倉庫への在庫移動、本店から他州にある支店への事務サポートなどの社内取引に IGST が課税される。

(5) 会社から従業員への無償の物品サービス提供が課税対象となる。

*従業員 1 人あたり年間 50,000 ルピーまでは免税。
(雇用契約に基づく給付は GST 課税対象外)

(6) 物品は HS コード (Harmonised Code System)、サービスは SAC (Service Accounting Code) ごとに税率設定、インボイスに記載が必要

*GST 課税対象となる自社の全ての物品サービスの HS コード、SAC を適切に把握し、適用税率が正しいかを確認する。

1 2 . GST の登録

(1) GST の税務登録を行うことにより、個別企業の識別番号として機能する。

(2) 個人・法人問わず全ての GST 関連の取引を紐づけることを目的とし、例えば仕入れの税額控除を受ける側と支払い企業の取引を紐づけることが可能。

(3) GST の登録番号は PAN 番号をベースにした 15 桁の識別番号を導入 (つまり GST 登録には PAN 番号取得が必須)

(4) 取引開始から 30 日以内に登録が必要

(5) 登録後 3 日でみなし登録 (Deemed approval) が完了

(6) 複数州で活動を行う企業は、州毎の登録が必要 (申請は一括で可能)



(7) GST に統合予定の税金に登録済の企業は、GST のポータルサイトからオンラインで既存
税務番号を移管可能

*農業従事者は登録の対象外とする

1 3 . GST の納付期限

(1) 支払い対象月の翌月 20 日までとする

(2) 3 月分の納付期限も他の月と同様、4 月 20 日となる

*納付方法は、現金（1 万ルピー以下の少額納税者のみ）含め、口座引き落としなどで支
払い可能。納付受付時間は午前 0 時から午後 8 時まで

1 4 . GST の申告

(1) Outward Supply 申告（レポート GSTR-1）

翌月 1 0 日までにインボイスごとに、インボイス記載情報を（日付、インボイス番号、 HS
コード/SAC、課税額、各 GST金額など）をオンライン申告

(2) Inward Supply の確認（レポート GSTR-2A）

申告した GSTR-1 を基に自社向けサプライのレポート GSTR-2A が自動的に作成されるのこれ
はコモンポータルで確認できる。翌月 10 日—15 日までに GSTR-2A と自社の Inward Supply
情報と一致するか確認し、必要に応じて修正する。

(3) Inward Supply 申告（レポート GSTR-2）

翌月 15 日までに自社の Inward Supply の申告を行う



(4) **Outward Supply の修正確認 (レポート GSTR-1A)**

申告した内容の修正を必要な場合、翌月 15 日—17 日までに GSTR-1 を修正する。

(5) **月次申告 (レポート GSTR-3)**

翌月 20 日までに GSTR-1/2 を基にドラフト作成

(6) **翌年度 12 月末までに年度申告 (レポート GSTR-9) を行う。**

15. ITC (Input Tax Credit—還付請求可の GST) に認められる必要条件

*** ITC=Input tax のうち、Output tax liability から控除できる金額、すなわち、仕入控除できる支払 GST金額)**

- (1) サプライヤー発行のインボイスやデビットノート等の ITC の証拠書類を保有していること
- (2) 物品サービスを受領していること
- (3) GST 申告をしていること (GSTR-2/3)
- (4) サプライヤーによって関連する GST が納税されていること

* サプライヤーへのサプライ対価の支払い 180 日以内に行なわない場合、ITC は実質的に取り消され、利息を支払わなければならない(リバースチャージが適用される取引を除く)。

* インボイス発行日から 1 年超経過の ITC 申告は認められない。

* 自車での物品・旅客輸送、フィットネスクラブ等の会員権、レンタカー、美容関連用品/サービス、無線タクシー、ツアーオペレーターサービスなどサプライについては ITC は認められない



16. GST 制度における還付

(1) 還付期限：当該日から 2 年以内

(2) 申請資格：

- ・みなし輸出を含む輸出
- ・仮払税額が仮受税額を超える場合

(3) 還付日：90%が申請から 7 日以内、残りの 10%は書類確認後に還付

17. 関連用語の説明

☆GSTIN(GSTI dentification Number)

GST 登録者の PAN を基に付番される 15 桁の固有番号。事業拠点のある州ごとに取得。物品税、VAT、サービス税などの旧税制登録を GST 登録に移行する手続を経て GSTIN が付番される。

☆Inward Supply/ Input tax

物品の仕入購入、サービスの購入など、自社が受け手となるサプライを Inward Supply、それに対して支払った GST を Input tax。

☆Outward Supply / Output tax

物品の販売、サービスの提供など、自社が提供するサプライを Outward Supply、それに対して受け取った GST を Output tax (GST 納税債務という意味では Output tax liability)。

☆Transaction Value/Value of Supply

GST 課税サプライの評価額で、これに税率を掛けて GST を計算する。対価を伴わない



一定のサプライ、対価の一部が非現金価値であるサプライなど、評価方法がルールで定められている。

☆インボイス(Tax Invoice)

物品サービスサプライヤーがサプライの受け手に対して発行する書類。ITCはインボイスに記載された GST金額のみ認められ、ITC 申告のためにインボイスを保管しておかなければならない。インボイスは必要記載事項が法定されているが、様式そのものは 自社様式で可。

☆GSTN(GST Network)/ Common Portal

GST の登録、申告、納税等 IT システムが GSTN、実際に申告等 をオンラインで行ない、GSTN のポータルが Common Portal。各種申告は全て GSTN にデータをアップロードして行ない、納税は オンライン銀行振込みやクレジットカードで行なう。

以上